

## ワーキング部会の設置について

### 1 設置要綱制定の趣旨

第3期宮城県がん対策推進計画の策定に向け、宮城県がん対策推進協議会にワーキング部会を設置するもの。

### 2 設置の根拠

がん対策推進協議会条例第6条の規定に基づき、会長が宮城県がん対策推進協議会に諮って設置する。

### 3 ワーキング部会の概要

#### (1) 目的

第3期宮城県がん対策推進計画の策定に当たり、宮城県がん対策推進協議会と連携し、県の実情に合わせた推進内容についての検討を行う。

#### (2) 検討内容

- ① 第2期宮城県がん対策推進計画の評価の策定
- ② 第3期宮城県がん対策推進計画策定の推進方策
- ③ 第3期宮城県がん対策推進計画の目標項目及び目標値の設定
- ④ その他、必要な事項

#### (3) 構成員

- ① 宮城県がん対策推進協議会委員から会長が指名する。
- ② 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることもできる。

#### (4) 事務局

宮城県保健福祉部健康推進課

### 4 施行期日 平成29年 6月13日

#### 【参考】

宮城県がん対策推進協議会条例（抜粋）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。